

まずはご相談
ください！

新婚世帯の新生活を応援します！

栗東市で新生活を始められる新婚世帯を対象に、新生活に伴う費用の一部を補助します。

申請期間 令和4年5月9日（月）～ 令和5年3月31日（金）

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※令和5年3月10日（金）以降に申請を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

対象となる世帯

次の①～⑨全てに該当する世帯

- ① 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が栗東市内であり、かつ申請する住宅の住所となっている
- ② 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ③ 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下
- ④ 令和3年分の夫婦の合計所得金額（令和4年5月31日までに婚姻届が受理されている場合は令和2年分の合計所得金額）が400万円未満
- ⑤ この補助金の交付を過去に受けたことがない
- ⑥ 対象費用について他の公的制度による補助等を受けていない
- ⑦ 栗東市に継続して3年以上居住する意思がある
- ⑧ 栗東市税の滞納がない
- ⑨ 暴力団員でない

補助金額

①～③を上限とし、対象となる費用を合算した金額

- ① 29歳以下 **40万円**
- ② 29歳以下の方で住宅取得費用を含む場合 **60万円**
- ③ 30～39歳以下 **30万円**

対象となる費用

- ① 住宅取得費用
住宅の購入費、または新築に係る工事費・設計費
- ② 住宅賃貸費用
住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 引越費用
引越し業者又は運送業者へ支払った費用
- ④ リフォーム費用
住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築設備更新等の工事費

▼ お問い合わせはこちら ▼

栗東市役所 元気創造政策課（栗東市役所3階）

Tel.077-551-1808 Fax.077-554-1123 Mail.genki@city.ritto.lg.jp



気軽に相談して
くり！